

規格の廃止について

1．規格名称

「原子力発電所の品質保証指針」(JEAG4101-2000)

2．廃止の概要，経緯等

本指針は，IAEA が制定する原子力発電所と他の原子力施設における安全のための品質保証基準である 50-C-QA(1988)が 50-C/SG-Q(1996)に改定されたことを受けて，1993 年版から 2000 年版に改定，発行されました。

その後，平成 15 年 9 月に原子炉設置者に適用される「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEAC4111-2003) が制定されましたが，一部原子炉設置者の中には，調達仕様書の品質マネジメントシステムに関する要求事項として，継続して本指針を適用する例がありました。

しかし，平成 17 年 3 月に「原子力発電所における安全のための品質保証規程 (JEAC4111-2003)の適用指針 - 原子力発電所の運転段階 - 」(JEAG4121-2005) が制定され，平成 19 年 9 月に同適用指針の附属書として，「品質マネジメントシステムに関する標準品質保証仕様書」が制定されたため，今後は，原子炉設置者が本指針を適用する必要性はなくなりました。

また，本指針のベースであった IAEA の 50-C/SG-Q が GS-R-3，GS-G-3.1，GS-G-3.5 に置き換わることとなり，これらの文書が必要に応じ利用できるようになるため，継続性という観点でも本指針の役割は終わり，さらに現在，JEAC4111-2003 および JEAG4121-2005 の改定作業において，改定版である GS-R-3 との整合性を図ることとしているため，本指針を維持する拘束力および意味はなくなったといえます。

以上のことから，本指針は，今後有効に使用される可能性はほとんどなく，必要性もほぼないと考えられるため廃止します。

以 上

(本資料は，日電協 19 技基第 1053 号 平成 20 年 3 月 26 日 (社)日本電気協会 原子力規格委員会「規格廃止案に対する意見受付公告について」の一部を掲載したものです。なお，IAEA 規格の正式発行に伴い，規格番号 DS349 を GS-G-3.5 に修正しました。(平成 20 年 9 月 22 日))